

## 姫路市物品調達に係る制限付一般競争入札実施要綱

平成19年 4月 9日

### (目的)

第1条 この要綱は、姫路市が実施する物品の調達に係る制限付一般競争入札について必要な事項を定めることにより、入札のより一層の競争性を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「制限付入札」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定により市長が一般競争入札に参加する者の必要な資格を定め、当該資格を有する者により行う当該一般競争入札をいう。

### (対象物品)

第3条 制限付入札を実施して調達する物品（以下「入札物品」という。）は、次に掲げる物品のうち、姫路市物品特別調達委員会（以下「調達委員会」という。）の審議を経て、市長が決定する物品とする。

- (1) 予定価格がおおむね3,000万円以上の物品
- (2) 前号に掲げる物品のほか、特に必要と認められる物品

### (入札参加資格)

第4条 市長は、競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号。以下「告示」という。）第3項に定める者で、次の各号のすべてに該当するものでなければ制限付入札に参加させることができない。

- (1) 告示第5項の規定に基づく業者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登載されていること。
- (2) 入札物品の調達において、市長の指定する業種が登録名簿に登載されていること。
- (3) 入札物品の調達の公告の日から入札日までの間において、姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に基づく資格

制限を受けていないこと並びに姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定）に基づく指名停止を受けていないこと及び同要綱の措置要件に該当しないこと。

(4) その他市長が適当と認めた資格を有すること。

2 前項第4号の資格は、調達委員会の審議を経て、市長が入札物品の調達ごとに定めるものとする。

(公告)

第5条 制限付入札を実施する場合は、次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 入札に付する事項

ア 物品名

イ 数量

ウ 納入場所

エ 納入期限

(2) 入札に参加する者に必要な資格

(3) 制限付一般競争入札参加資格申込書等の配布期間及び場所

(4) 入札参加資格の審査及び通知

(5) 見本の確認等

(6) 契約条項を示す期間及び場所

(7) 入札及び開札の日時及び場所

(8) 入札保証金、契約保証金等に関する事項

(9) 入札に関する条件

(10) 入札の無効に関する事項

(11) その他

2 前項の公告は、入札物品の参加申込受付最終日まで行うものとする。

(入札参加の申込等)

第6条 制限付入札に参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、公告において指定された受付期間内に制限付一般競争入札参

加申込書（以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申込書等は、公告の日から前項の受付期間の満了の日まで財政局契約課において直接配布するとともに、姫路市役所ホームページで提供するものとし、郵便、電話等による請求は、これを認めない。

3 申込みの受付は公告後速やかに行うものとし、第1項の受付期間は、姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除き5日以上とする。

4 参加希望者は、公告において入札参加資格の確認書類の提出を求められているときは、当該書類を市長に提出しなければならない。

5 前項の規定により提出された書類の作成に要する費用は、参加希望者の負担とする。

（書類の取扱い）

第7条 前条第4項の規定により提出された書類は、入札執行後もこれを返却しない。

（入札参加資格の確認等）

第8条 市長は、第6条第1項に規定する受付期間満了後10日以内に入札参加資格の有無の決定を行い、参加希望者に制限付一般競争入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）により通知するものとする。ただし、開札後に入札参加資格を審査する場合にあっては、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により入札参加資格がないと決定した者から書面により異議の申出があったときは、速やかに回答するものとする。

（見本の確認等）

第9条 入札物品の見本の確認又は貸与は、入札物品の調達に係る公告の日から入札日の前日までの間、財政局契約課において行う。

2 前項の確認の時間は午前9時30分から正午まで及び午後1時から午

後 5 時までとする。

- 3 第 1 項の貸与を行う日数は、1 参加希望者につき 1 日とし、貸与を受けた参加希望者は貸与を受けた日の午後 5 時までには当該入札物品の見本を返還しなければならない。
- 4 参加希望者が入札物品の見本の確認又は貸与を希望するときは、見本確認又は貸与申込書により申し込まなければならない。

(入札保証金)

第 10 条 入札参加者は、入札保証金を現金で納付する場合は、入札日の前日までに入札保証金納入申告書により、保証金額を申告しなければならない。

- 2 入札参加者は、姫路市契約規則（昭和 62 年姫路市規則第 29 号）第 5 条第 1 項第 1 号の規定により入札保証金の免除を希望する場合は、入札日の前日までに、当該保険証書を添えて入札保証金免除申出書により申し出なければならない。
- 3 第 1 項の入札保証金納入申告書及び前項の入札保証金免除申出書は、本市の休日には提出することができない。

(初度入札に際しての書類の提示)

第 11 条 入札参加者は、入札物品の初度入札の執行に際して、次に掲げる書類を提示しなければならない。ただし、規則第 5 条第 1 項第 1 号の規定により入札保証金の納入を免除された入札参加者は、第 2 号に掲げる書類の提示を要しない。

(1) 確認通知書

(2) 入札保証金の納入通知書兼領収書

- 2 前項各号に規定する書類の提示のない者は、入札に参加できないものとする。

(入札執行の取消し等)

第 12 条 市長は、不正その他の理由により競争の実益がないと認めるときは、入札執行を取り消すことができる。

附 則

この要綱は、平成19年4月9日から施行する。

附 則（平成20年3月21日）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月30日）

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月31日）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月10日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。